審査基準

持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準は 以下のとおりとする。

1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

公募要領第8の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当 する場合にあっては採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律 第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同 機関を含む。)
- ・1の有効性、実現性及び公益性並びに2の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】		
	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有	十分認められる。	5
	する提案課題となっているか。	概ね認められる。	3
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明	一部認められる。	1
	確に設定されているか。	認められない。	0
	・目標の達成を判断するために、適切な指		
	標を設定しているか。		
	・目標の達成により、事業テーマに応じた		
	我が国農業が抱える課題の解決に向けた		
	効果が期待できるものとなっているか。		
効率性	【事業実施計画の妥当性】		
	・目標達成のための妥当なスケジュールで	十分認められる。	5
	あるか。	概ね認められる。	3
	・予算計画は妥当なものになっているか。	一部認められる。	1
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく	認められない。	0
	取り上げているか。		
	・事業実施計画における取組内容間の関係		
	及び順序は適切か。		
実現性	【事業実施体制の妥当性】		
	・事業を的確に遂行するために必要な実施	十分認められる。	5
	体制、事業整備等を有し、役割分担、責	概ね認められる。	3
	任体制が明確になっているか。事業を推	一部認められる。	1
	進するために効果的な実施体制となって	認められない。	0
	いるか。		

 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。 関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有して 		
- •		
	1.0=7.7.5.1.7	_
・甲請内容は、事業の趣旨に則ったもので	十分認められる。	5
あるか。	概ね認められる。	3
・成果の享受が特定の受益者のみにとどま	一部認められる。	1
らず、公益的な波及効果が期待される	認められない。	0
か。		
・新たな技術開発等に係る事業にあって		
は、技術の進歩に画期的な役割を果た		
し、新しい産業の創出へ発展の手掛かり		
が期待できるなど、提案課題に新規		
性・先進性が期待されるか。		
	関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についているか。 【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規	関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規

2 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
重要課題	① 第2の1(1)のウに掲げる実証、第2		
への対応	の 1 (5) 又は (6) の実証の取組を実	5つ満たす。	5
やモデル	施する取組内容となっている。	4つ満たす。	4
性等	② 花き流通の効率化(積み下ろし等の輸	3つ満たす。	3
	送作業にかかる時間の短縮、作業の省	2つ満たす。	2
	力化、積載率の向上) の効果が高いと見	1つ満たす。	1
	込まれる取組内容となっている。	1つも満たさ	0
	③ 複数産地の課題解決に資する技術等の	ない。	
	実証及びその実証成果を広く公表する		
	取組内容となっている。		
	④ 異常気象や病害虫被害等の軽減に資す		
	る品種や技術の導入に関する実証を実		
	施する取組内容となっている。		
	⑤ 新たな取組手法や先進的な技術、その		
	他革新的な内容が含まれた取組となっ		
	ている。		

課題解決	① 事業実施計画において事業実施地域の		
への意欲	課題が十分に分析されており、課題に	5つ満たす。	5
等	対応した取り組み内容が過不足なく選	4つ満たす。	4
	択されていると認められる。	3つ満たす。	3
	② 事業実施計画に記載されている取組内	2つ満たす。	2
	容について、事業実施地域の課題の解	1つ満たす。	1
	決に向けてどのような効果が期待でき	1つも満たさ	0
	るのか、取組手法が妥当であるのか、	ない。	
	が明確に記載されている(昨年と同様		
	の取組内容を実施する場合は、昨年の		
	取組の効果が数値等で検証され、検証		
	を踏まえた取組内容となっている)。		
	③ 流通の効率化に関する成果目標を設定		
	している又は 2 つ以上の成果目標を設		
	定している。		
	④事業実施主体の構成員が農業経営基盤		
	強化促進法に基づく地域計画の目標		
	地図に位置付けられている。		
	⑤ 本事業で行う取組の効果の検証方法が		
	適切かつ十分と認められる取組となっ		
	ている。		

- (注)以下の事項に該当する場合は、本表1及び2に定めるポイントに加え、それぞれ1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
 - ・事業実施主体又は事業実施主体の構成員が輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け け農林水産大臣決定)に基づき策定された輸出事業計画の認定を受けている。
 - ・事業実施主体又は事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減 事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいず れかの認定を受けている。
 - ・スマート農業技術の導入と合わせてスマート農業技術に対応するための品種導入や栽培体 系等の見直しに関する実証を実施する取組内容となっている。